

**計画相談支援
障害児相談支援
手引書**

—第 3.1 版—

堺 市

令和 3 年 9 月 (3.1 版_令和 5 年 3 月)

発行年月	版番号	改訂内容
平成 28 年 2 月	第 1 版	初版発行
令和元年 7 月	第 2 版	平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に係る項目の追加 障害児にかかる項目の追加 セルフプラン様式の変更 モニタリング月・モニタリング期間変更届の追加 Q&A の別冊化、その他文言修正
令和 3 年 9 月	第 3 版	令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に係る項目の追加 押印の省略に伴う様式変更 その他文言修正
令和 5 年 3 月	第 3.1 版	セルフプラン様式の変更 (P. 36、37、143) その他申請書の修正 (P. 133、134)

ご利用上の注意

- ◆この手引書に掲載しているのは、令和 3 年 4 月時点の情報です。
- ◆この手引書にある **児** の内容は、障害児のみにかかる内容です。
- ◆今後、基準や制度の内容等が変わる場合がありますので、確認のうえ、ご活用ください。
- ◆各種様式等は、「堺市ホームページ <https://www.city.sakai.lg.jp/>」からダウンロードできます。
堺市ホームページのトップ画面右上の、検索キーワード入力欄に、「計画相談支援」と入力して検索してください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogai/fukushi/jigyousya/keikakusoudansien.html>

各種問い合わせ先

問合せ項目	問合せ先
手引書に関すること	堺市健康福祉局障害福祉部 障害施策推進課 企画相談係 072-228-7818 (FAX : 072-228-8918)
請求に関すること	(障害者総合支援法関係) (児童福祉法関係) 堺市健康福祉局障害福祉部 障害福祉サービス課 認定給付係 072-228-7510 (FAX : 072-228-8918)
利用者に関すること 支給決定に関すること	受給者証の発行区 (94~95 ページの連絡先一覧を参照)
請求システムの操作方法に関すること	国民健康保険中央会ヘルプデスク TEL : 0570-059-401 FAX : 0570-059-411 大阪府国民健康保険団体連合会 TEL : 06-6949-5435 FAX : 06-6949-5437

はじめに

堺市では、障害のある方が住み慣れた地域で、安心して生き活きと自立した生活を送ることができるよう、第4次障害者長期計画に基づき、支援サービスの充実や環境整備などに積極的に取り組んでいます。

中でも、日々生活の中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、障害のある方の思いに寄り添って支援する「相談支援」は、障害のある方自身が希望する生活を実現し、かつ継続させていくうえで、重要な役割を担っています。そして、そのような「相談支援」を実現させるためには、ライフステージを通じた切れ目のない、一貫した総合的な支援を行うことが必要です。

堺市においては、相談支援体制の充実を図るために、従前の取り組みも踏まえ、平成24年度に市域の中核として「総合相談情報センター」を、区域の中核として7つの「障害者基幹相談支援センター」を設置しました。各センターでは、区の相談窓口や専門相談機関や地域の相談支援機関とのネットワークづくりを推進するとともに、相談支援の充実に取り組んでいます。

障害のある方の支援を行うにあたっては、すべての支援機関が基本となる考え方を共有することが重要です。それは「本人がどのような生活を望んでいるのか。」「本人自らの意志でサービスを選択する。」という当事者主体の考え方です。社会資源が十分にあるとは言えない中、相談支援をすすめるには、様々な問題に突き当たり、進めにくくなることもあることと思います。しかし、どんな場合にも、障害のある方がどう生きたいと思うのが中心であり、住み慣れた堺市に住み続けるために、どのように支援すべきかという点に立ち戻って考えることが重要と考えます。

この手引書は、相談支援専門員として新たに従事される方をはじめ、堺市で相談支援に関わるすべての方々にこのことを共有いただき、これからも当事者主体の質の高い相談支援の実現に向けて、取り組んでいただけるようまとめたものです。本手引書が活用され、相談支援の充実・強化につながれば幸いです。

目次

はじめに

第1章 堺市における障害者相談支援

- 1 [堺市の障害施策の基本理念](#) P 1
- 2 堺市の相談支援について
 - (1) [相談支援とは](#) P 1
 - (2) [相談支援の基本的な姿勢](#) P 2
 - (3) [堺市の相談支援体制](#) P 2
 - [障害者の窓口](#) P 5
 - [障害児の窓口](#) P 6
- 3 堺市における計画相談支援の現状について
 - (1) [現状](#) P 8
 - (2) [進捗状況](#) P 8

第2章 実務編

- 1 [相談支援専門員の役割](#) P 10
- 2 計画相談支援・障害児相談支援
 - (1) [計画相談支援とは](#) P 12
 - (2) [計画相談支援の対象者](#) P 12
 - (3) [障害児相談支援](#) P 13
 - (4) [計画相談支援業務の流れ](#) P 14
- 3 [障害児支援・障害福祉サービス体系](#) P 16
- 4 支給決定のプロセス
 - (1) [手続きの流れ](#) P 17
 - (2) [各手続きに必要な書類](#) P 18
 - (3)-1 [障害児相談支援の手続きの流れ](#) P 19
 - (3)-2 [障害児相談支援の各手続きに必要な書類](#) P 20
- 5 [計画相談支援に関する書類](#) P 21
 - [記載例（様式1-1、様式1-2、別紙1、別紙2）](#) P 22
 - [記載例（様式2-1、様式2-2）](#) P 31
 - [記載例（様式3-1、様式3-2）](#) P 33
 - [記載例（セルフプラン）](#) P 36
 - [障害福祉サービス受給者証の見方](#) P 38
- 6 計画相談支援における事務と留意点
 - (1) [各手続きにおける留意点](#) P 40
 - ① [障害福祉サービス等の申請](#) P 40
 - ② [サービス等利用計画案の作成依頼](#) P 40
 - ③ [計画相談支援の利用契約](#) P 41
 - ④ [認定調査、サービス等利用計画案の作成](#) P 42
 - 計画への位置付けが必要なものについて
 - ⑤ [計画相談支援の申請](#) P 43
 - ⑥ [支給決定等](#) P 43

⑦サービス担当者会議	P 4 4
⑧サービス等利用計画の作成	P 4 5
⑨モニタリング	P 4 5
モニタリングの標準期間	P 4 6
モニタリング後の計画変更について	P 4 7
モニタリング実施月やモニタリングの回数の変更を行う場合の手続き	P 4 9
⑩相談支援事業所の変更について	P 5 0
⑪不登校児の放課後等デイサービスの利用について	P 5 1
⑫計画相談の終了	P 5 1
(2) 各手続きにおける留意点 [セルフプランの方に計画相談事業所が付く場合]	P 5 1
(3) 各手続きにおける留意点 [障害児から障害者へ変わる時 (18 歳になる時)]	P 5 1
(4) 電磁的記録について	P 5 1
7 請求事務	
(1) 報酬算定構造	P 5 5
標準担当件数、取扱件数について	P 5 8
基本報酬 (サービス利用支援費、継続サービス利用支援費)	P 6 0
(機能強化型 (継続) サービス利用支援費)	P 6 0
体制加算	P 6 4
その他加算	P 6 7
(2) 請求のタイミング	P 8 3
(3) 障害児の請求について	P 8 5
(4) 上限管理について	P 8 6
(5) 代理受領について	P 8 7
(6) 介護保険利用者について	P 8 7
減算について	P 8 7
8 障害者虐待の防止について	
(1) 障害者虐待防止法の概要	P 8 8
(2) 障害者虐待の区分と事例	P 8 9
(3) 発生場所による分類	P 9 0
(4) 障害者虐待の早期発見	P 9 1
第3章 資料編	
1 相談支援に関わる機関	P 9 3
2 障害福祉サービスの名称と内容	P 9 9
(1) 居宅介護	P 1 0 0
(2) 重度訪問介護	P 1 0 0
(3) 同行援護	P 1 0 1
(4) 行動援護	P 1 0 3
(5) 療養介護	P 1 0 4
(6) 生活介護	P 1 0 4
(7) 短期入所	P 1 0 5
(8) 重度障害者等包括支援	P 1 0 5
(9) 施設入所支援	P 1 0 6
(10) 自立訓練 (機能訓練)	P 1 0 7
(11) 自立訓練 (生活訓練)	P 1 0 7

(12)	宿泊型自立訓練	・ ・ ・ ・ ・	P 1 0 8
(13)	就労移行支援	・ ・ ・ ・ ・	P 1 0 8
(14)	就労継続支援A型	・ ・ ・ ・ ・	P 1 0 8
(15)	就労継続支援B型	・ ・ ・ ・ ・	P 1 0 9
(16)	就労定着支援	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 0
(17)	自立生活援助	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 0
(18)	共同生活援助（グループホーム）	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 1
(19)	地域移行支援	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 1
(20)	地域定着支援	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 2
3	障害児支援の名称と内容	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 3
(1)	児童発達支援	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 3
(2)	医療型児童発達支援	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 4
(3)	放課後等デイサービス	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 4
(4)	居宅訪問型児童発達支援	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 4
(5)	保育所等訪問支援	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 4
4	地域生活支援事業の名称と内容		
(1)	移動支援事業（ガイドヘルプサービス）	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 5
(2)	日中一時支援事業（日帰りショートステイ）	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 5
(3)	訪問入浴サービス	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 6
(4)	手話通訳者・要約筆記者の派遣	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 6
(5)	盲ろう者通訳・介助者の派遣	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 6
(6)	重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 7
(7)	地域活動支援センター	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 7
5	その他の事業		
(1)	障害児施設入浴サービス	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 7
(2)	堺市重症障害者医療機関短期入所事業	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 8
(3)	堺市重症障害者医療的ケア支援事業	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 8
(4)	堺市障害者(児)短期入所緊急利用支援事業	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 8
(5)	緊急時対応事業	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 8
6	障害支援区分が利用の要件となっているサービス（介護給付）	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 9
7	様式集	・ ・ ・ ・ ・	P 1 2 0
8	用語集	・ ・ ・ ・ ・	P 1 5 2
9	巻末資料	・ ・ ・ ・ ・	P 1 5 5